

沖縄県財政の中期見通し

(平成14年度～平成18年度)

平成13年3月
沖縄県

沖縄県財政の中期見通し

1 県財政の現状

本県の財政の収入構造は、他県に比較して県税収入の割合が低く、国庫支出金及び地方交付税等の国からの収入の占める割合が高い状況にあります。国の財政状況の厳しさや、財政危機に直面している大規模自治体へ多額の交付税が交付される状況にあることなどを考えると、今後、国からの収入増に期待した財政運営を行うことは許されない状況にあります。

一方、本県の歳出に占める人件費などの義務的経費の割合は高く、中でも今後復帰前後に多く採用された職員が退職を迎え、その退職金が多額にのぼることが懸念される状況にあります。

また、公債費についても、国の経済対策や大型ハコ物の建設に伴う地方債の発行などにより、増加しており、今後もこの傾向は続くものと見込まれます。

2 県財政中期見通しの意義

このように、現下の県財政はかつてない厳しい状況にあり、このまま行くと今後の新たな行政需要に十分な対応が出来なくなることが懸念されております。

県財政の中期見通しを作成することは、今後の財政運営を適切に行う意味でも、県民の県財政の状況に対する理解を深める意味においても、有意義であると考えられることから、一定の仮定のもとで歳入、歳出の試算を行い、県財政の中期見通しとして公表することとしました。

なお、この中期見通しは、現行制度を前提とした試算であり、今後の県財政の傾向（トレンド）を示すものとして理解していただきたいとおもいます。今後の経済情勢や国の財政構造改革の取り組み、地方財政対策の動向如何によって、適宜、見直しを行っていききたいと考えています。

3 県財政の中期見通し

(1) 歳入の見通し

自主財源の柱である県税は平成14年度の881億円から平成18年度には917億円に増加すると見込まれます。

一方、依存財源の内、国庫支出金は、ほぼ横這いで推移し、地方交付税は、公債費に係る財政措置の伸びはあるものの総体的には微増にとどまると見込まれ、また、県債は、平成13年度から地方交付税の不足の一部を自ら起債する制度の導入により大幅に増加し、平成14年度以降毎年650億円程度の発行を余儀なくされる見込みです。

県債等依存財源の伸びから、自主財源比率は平成14年度の24.0%に対して、平成18年度は23.6%と、やや低下するものと見込まれ、依然として自主財源の占める割合は低いことが予想されます。

(2) 歳出の見通し

歳出については、退職手当の増により人件費が増加するものと見込まれ、扶助費と公債費を併せた義務的経費の割合は平成14年度の47.5%に対して、平成18年度は48.7%と1.2ポイント上昇し、財政の硬直化が進む傾向にあります。

また、投資的経費及びその他行政経費は、継続中の大型プロジェクト等を加味して見込んでいますが、今後、新たな大規模プロジェクトの採択状況によっては、増加の幅が大きくなることが予想されます。

(3) 収支の見通し

歳入・歳出の試算の結果、各年度において多額の収支不足が生じ、平成14年度から平成18年度までの5年間の収支不足合計は839億円と、本県の単年度の県税収入額にほぼ匹敵する額にのぼると見込まれます。

平成13年度当初予算においては、収入の不足分を財政調整基金等で賄うこととして編成されておりますが、平成13年度末の主要3基金の残高が190億円となっていることから、基金の取り崩しも平成14年度が限界となり、その後の基金での対応はできなくなります。

中期見通し試算結果による収支不足の状 (単位：億円)

	H14	H15	H16	H17	H18	H14～H18
収支不足	185	162	150	160	182	839
3基金残高	5	157	307	467	649	-

3基金は財政調整基金、減債基金及び県有施設整備基金のことである。
基金残高は収支不足に対応するために取り崩した後の額を表示している。

4 試算の前提条件

(1) 基準年度及び試算の期間

平成13年度を基準年度として、試算の期間を平成14年度から平成18年度までの5年間としました。

(2) 試算の対象範囲

一般会計を対象としました。

(3) 経費別の前提条件

区 分		試 算 の 考 え 方	
歳 入	県 税	伸び率1.0%(H13経済見通しの名目成長率)で推計	
	地方交付税	基準財政需要額を経常経費、投資的経費、公債費に分けて、個別に推計。 基準財政収入額は、伸び率1.0%で推計	
	国庫支出金	歳出見込額に、決算における過去の国庫の財源比率を乗じて見込んだ。	
	地方債	建設地方債(歳出の地方債充当額)及び特例地方債を見込んだ。 (借換債は含まず。)	
	その他の歳入	原則として、13年度当初予算額と同額とした。	
歳 出	義 務 的 経 費	人件費	伸率1.15%で推計。 退職手当(勸奨退職含む)は各年度の見込額を計上。
		扶助費	伸率4.7%で推計(過去の実績による)
		公債費	既発行分は積上げ。今後発行見込分は歳出の起債充当額から推計し、 金利は年利3%で推計。
	投 資 的 経 費	補助事業費	13年度は当初予算額、14年度以降は13年度と同額で試算。
		単独事業費	13年度当初予算額に継続中の主要プロジェクト分を加味して推計した。 なお、構想中のプロジェクトについては平成15年度以降50億円を追加計上。
	その他の経費	各経費毎の動向を勘案し個別に推計。 なお、積立金については、退職手当基金の積立計画額を計上。	

5 試算表

【歳入】

単位：億円

年度	H14	H15	H16	H17	H18	説明
自主財源	1,561	1,575	1,582	1,584	1,598	県が自主的に収入できる財源
県税	881	890	899	908	917	県民税、自動車税など
その他	680	685	683	676	681	使用料・手数料、財産収入など
依存財源	4,942	5,043	5,053	5,093	5,168	国や金融機関等の他の機関から調達する財源
国庫支出金	2,216	2,226	2,238	2,246	2,270	県が行う事業に対する国からの補助金など
地方交付税	2,072	2,104	2,142	2,177	2,223	国税の一定割合を国が一定の基準により交付する税
県債	640	699	659	656	661	道路、空港などの建設に充てるため借り入れる資金
その他	14	14	14	14	14	国から交付される地方譲与税等
歳入合計 A	6,503	6,618	6,635	6,677	6,766	

【歳出】

単位：億円

年度	H14	H15	H16	H17	H18	説明
義務的経費	3,180	3,216	3,255	3,275	3,386	支出が義務づけられ任意に節減できない経費
人件費	2,257	2,267	2,269	2,256	2,312	一般職員、教育職員及び警察職員の給与など
扶助費	285	299	313	327	343	生活保護などの措置費
公債費	638	650	673	692	731	道路、空港などの建設に充てた借入金を返済するための経費
投資的経費	2,017	2,055	2,031	2,028	2,026	主に施設などの整備で、将来に残るものに支出される経費
補助事業	1,708	1,708	1,708	1,708	1,708	公共的な建設事業などのうち、国の補助を受けて行うもの
単独事業	231	254	243	240	238	公共的な建設事業などのうち、県単独で行うもの
その他	78	93	80	80	80	災害復旧事業など
その他行政経費	1,491	1,509	1,499	1,534	1,536	行政運営に必要な物件費、維持補修費など
歳出合計 B	6,688	6,780	6,785	6,837	6,948	

【収支等】

単位：億円

年度	H14	H15	H16	H17	H18	説明
収支 A - B	185	162	150	160	182	歳入合計額から歳出合計額を差し引いた額（形式収支）
基金残高	5	157	307	467	649	3基金（財政調整基金、減債基金、県有施設整備基金）

6 試算結果に対する今後の財政健全化策

試算によれば収支不足は多額にのぼることから、中長期的に財政収支の均衡を図り、新たな行政需要に対応するために、以下に掲げた財政健全化策を、これまでより一層強力に取り組む必要があります。

<<歳入>>

(1) 自主財源の柱となる県税収入の一層の確保を図るため、徴収率の向上に努める。

(2) 使用料及び手数料の周期的な見直しや県有財産の利活用を推進する。

<<歳出>>

(3) 事務事業や県単補助金の整理合理化、外郭団体への財政支援の見直し等、経費の徹底した見直しによる歳出の節減合理化を図る。

(4) 事業費が概ね10億円以上の県単独事業による大型ハコ物については、行政システム改革大綱実施期間中は、原則として着手を見合わせるとともに、それ以降についても事業効果や維持管理費等について十分検討のうえ、事業に着手する。

(5) 公債費の増加を抑制する見地から、一般会計の県債発行額については、国の経済対策や地方財政対策等に基づくものを除き、概ね250億円程度にとどめるとともに、公債費負担の平準化を図るため、借換債の発行を検討する。

(6) さらに、中・長期的には、本県経済の活性化に結びつく産業振興施策を推進して税源のかん養を図る。

県ではこれらの財政健全化策を、全庁的に着実かつ確実に実行することにより、多額の収支不足を解消し、併せて長期的な県財政の健全性を確保するため、県民の皆様の理解を得ながら、行政システム改革大綱に基づき、あらゆる対策を講じていかなければならないと考えています。